

議第62号

三島市介護保険条例の一部を改正する条例案

三島市介護保険条例（平成12年三島市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第17条の12に規定する訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス」を「法第8条第23項第1号に掲げるもの」に改める。

第4条第2項中「省令」を「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年6月11日提出

三島市長 豊岡武士